

事 務 連 絡

平成21年 3 月 30 日

地方厚生（支）局医療指導課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成21年度に係る届出について

診療報酬を算定する際に届出が必要である項目のうち、平成21年度以降も引き続き算定するには改めての届出が必要であるもの、届出は不要であるが年間実績要件があり算定継続に注意を要するもの等について、別添のとおり取りまとめたので、単なる届出漏れや年間実績要件を満たしていないにもかかわらず算定を継続する保険医療機関が生じないように、貴管下の保険医療機関、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。